

知的財産権法の解釈と立法者の意思

小川宗一^(*)

法律の解釈において、立法者の意思が重要かつ有力な資料となることは、一般的には疑いのないところであるが、社会の法規範として世に出た法律が、立法者の意思とは係わりなく又はこれに反して解釈され運用されることも、時としてあることは否定できない。知的財産権法の場合もその例外ではない。

移り変わりの激しい社会事情の変化によりズレが出てきたために生じてしまう場合や、そもそも立法者の意思が反映された法規(条文)になっていないとされる場合等があるようである。

本稿は、知的財産権法において立法者の意思が否定された代表的裁判例のいくつかについて考察することにより、立法者の意思という意義を探ってみることとしたものである。

目次

1. はじめに
2. 知的財産権法の解釈と立法者の意思
 - (1) 知的財産権法における立法者の意思
 - (2) 立法者の意思が否定された裁判例
 - ① 特許法「判定の性格如何」
 - ② 商標法「存続期間更新・使用説明書の補正の可否」
 - ③ 商標法「不使用取消審決の取消訴訟での新たな使用事実の主張立証」
 - ④ 著作権法「1953年映画事件」
3. おわりに

1. はじめに

立法者の意思については、「法規の中に表現されている立法機関の意思」^{(*)1}ということになるのであろうが、「立法の際に立法者が持っていた意思。議会による立法の場合は、法案に賛成した議員の意思ということになるが、議事録等を参考にしてもそれを正確に知ることは難しい。そのためもあり、実際には議員よりもむしろ起草者の意思を指していることが多い。」^{(*)2}ともされている。

いずれにしても、法律の解釈において、このような立法者の意思が重要かつ有力な資料となることは、一般的には疑いのないところであるが、社会の法規範として世に出た法律が、立法者の意思とは係わりなく又はこれに反して解釈され運用されることも、時として

あることは否定できない。移り変わりの激しい社会事情の変化によりズレが出てきたために生じてしまう場合や、そもそも立法者の意思が反映された法規(条文)になっていないとされる場合等があるようである。

現行の知的財産権法の領域でも、その法解釈に争いが起きることも少なくないが、時折、立法者の意思そのものが問われる場面が見受けられる。最近、新聞紙上等を賑わした平成15年の著作権法の一部改正に基づく、いわゆる「1953年映画事件」(これについては、後述する。)は、かつて筆者自身も特許庁において幾たびかの知的財産権法の一部改正の立案事務に携わったこともあって、少なからぬ衝撃を受けた。

本稿は、知的財産権法において立法者の意思が否定された代表的裁判例のいくつかを考察することにより、改めて、立法者の意思という意義を探ってみることとしたものである。

2. 知的財産権法の解釈と立法者の意思

(1) 知的財産権法における立法者の意思

現状においては、我が国で成立する法律の大部分は、いわゆる議員立法ではなく、内閣提出に係るいわゆる内閣立法である。知的財産関連の法律もその例外ではない。

もともと、知的財産行政施策の遂行上必要と認められる法律案の場合は、行政権の帰属する内閣提案となるのは自然なことであろう。^{(*)3}

すなわち、知的財産の所管官庁において、知的財産

(*) 日本大学法学部 教授

(*)1 有斐閣・法律用語辞典第3版(2006年)1404頁

(*)2 有斐閣・法律学小事典第4版(2005年)1213頁

(*)3 法律案が内閣から提出される場合であっても、我が国は三権分立制の下で議院内閣制を採用しているので、法律案の閣議決定に先立ち、与党審査が不可欠の前提手続として行われるので、時の与党(議員)の意思を離れて行われるわけではない。

行政に関する新たな施策の内容や既存の施策の改廃の内容が固まり、かつそれを実施するためには法律の制定改廃の必要があると判断された場合には、内閣がその法律案を国会に提出し、その審議に委ねることとなる。

内閣提出法案であるから、内閣全体がその責任を持つこととなるが、行政部内における実際の企画立案作業は、通常、特定の省庁(例えば、特許法等の産業財産権法であれば、経済産業省の外局である特許庁、著作権法であれば、文部科学省の外局である文化庁)の所管部局が中心となって行うこととなる。

知的財産権法のうち、特許庁所管の特許法や商標法等の産業財産権法についての制定改廃の場合、その内閣提出法律案が企画立案され、法律として成立するまでのおおよその過程は次のとおりである。

実現すべき特許や商標等に関する施策については、これらを所管すると共に、広く内外の産業財産権問題に直面しており、かつ企業ユーザー等国民の側からの様々な情報や要望にも接しており、これらを基礎として広く産業財産政策を立案する立場にある特許庁が、当該分野の調査研究を十分に行い、さらには、関係者間の利害調整を行う必要も多いので、関係業界の意見や意向を聴取し、学識経験者や関係産業界の代表者等によって構成される審議会(産業構造審議会知的財産政策部会^(*)4))での審議が行われるというのが通常である。

そして、その審議結果を取りまとめた答申(報告)を受けて、新たな施策が企画立案され、それを実施することが特許庁内の関係部課との調整を行った上で固まると、その施策を実施することについて、特許庁及び経済産業省としての意思決定を庁議及び省議により図るとともに、その中で法律の制定・改廃が必要なものについて、法律案化(条文化)の作業が進められる。

その原案は、特許庁内の担当部署である総務課工業所有権制度改正審議室で作成され、経済産業省の法制担当部署(官房総務課)によって字句を含め法令としての適否について審査を受け、必要な修正が施される。そして、内閣法制局で予備審査(法律案とその法体系との整合性、法律事項の存否や適否、条文表現等)を

受ける。さらに、他省庁との法令協議(各省庁との質疑応答、調整、折衝、必要があれば修正)を行うことにより^(*)5)、法律案の条文が事務レベルで確定する。

国会に法律案を提出する前に、各政党(主として与党)への説明^(*)6)、経済産業大臣による法律案についての閣議請議、事務次官等会議での了承、内閣法制局による審査・国会に提出してもよい旨の閣議への上申、閣議決定(国務大臣全員一致による)、国会提出、国会審議(衆議院・参議院の経済産業委員会及び本会議)、可決成立、公布、施行という手順を踏む。

以上の立法過程の中で、現在、立法関係資料として公開されているのは、審議会資料(配布資料、議事録、答申(報告))、国会審議(経済産業委員会・本会議)における会議録(立法に当たっての意図や解釈、論点についての公式資料といえる)、そして、法律成立後になるが、特許庁より公表される法律改正についての解説書・説明会用テキストということになる。したがって、一般には、立法者の意思は、これらの資料から知ることとなる。

(2) 立法者の意思が否定された裁判例

現行の知的財産権法の解釈・運用において、立法者の意思が否定された代表的な裁判例といえ、古くは昭和34年の特許法制定当初の「判定の性格如何」に関する事案があり、また、法律の解釈上争いになった制度自体は平成8年の法改正により廃止になってしまっていたが、昭和50年の商標法の一部改正に基づく「存続期間更新・使用証明書の補正の可否」を巡る事案も大きな話題となった。また、同じく昭和50年の商標法の一部改正に基づく「不使用取消審決の取消訴訟での新たな使用事実の主張立証」についての事案は、最高裁判決において反対意見が付されるという判断の分かれるものであった。そして、最近では、冒頭で掲げた著作権法の「1953年映画事件」が挙げられる。先ずは、これらの事例を順に見ていくこととする。

① 特許法「判定の性格如何」

現行特許法(昭和34)は、特許発明の技術的範囲について特許庁に対しその判断を求める制度として、旧法(大正10)の確認審判制度に代えて判定制度(特許法

(*)4 本部会は、特許・商標等の産業財産権制度の在り方や不正競争の防止等、知的財産政策に関する調査審議を行う機関であり、この部会の下に各種小委員会(「特許制度小委員会」、「商標制度小委員会」、「意匠制度小委員会」、「弁理士制度小委員会」、「流通・流動化小委員会」)「技術情報の保護等の在り方に関する小委員会」等)が設置されている。

(*)5 例えば、予算関連法案については財務省、刑事罰則を伴う法案については法務省刑事局、登録に関する法案については法務省民事局、行政管理に関する法案については総務省行政管理局、他省庁の所管事項を含む法案については当該省庁と、それぞれその協議を内閣法制局での予備審査終了前に済ませておく必要がある。

(*)6 必要な与党議員等への個別説明や、いわゆる与党審査(自由民主党の場合は、政務調査会の関係部会・審議会、総務会での了承が必要)、場合によって野党の機関への説明(現在、参議院では、民主党が第一党になっていることもあり、必要となつてこよう)が行われる。

71条)を設けた。

その立法の経緯には、紆余曲折が見られる。現行特許法の立案作業に携わった関係者の解説書によれば、旧法時の確認審判制度はその審決の効力が不明瞭であるとして、審議会で議論されたものの意見の調整がつかず、審議会は確認審判制度については改正をしないという結論をもって終了したところ、その後の政府部内の審議において、全面改正の建前をとる以上たとえ旧法のままであるとしても、解釈の不明確なままでは好ましくないという意見が出され、結局は、審決は法律的な効力はなんら有しておらず鑑定的なものであるとする立場で割り切った制度設計をすることとなり、政府原案として「特許発明の技術的範囲については特許庁に対し、解釈を求めることができる」という法案を作成して、国会に提出したとのことであり、「解釈」という用語であれば法律的な拘束力のないことはいまでもないこととして、それに不服のある場合も訴願とか訴の提起の問題が生ずる余地はないであろうという考慮に基づいたものであるとされている^(*7)。まさに、これが、法案の提出者(官庁)の意思であり解釈であったといえるものである。

ところが、参議院の審議で、特許庁のなす判断に権威を持たせようとして、政府提出原案では「解釈」としていた語を「判定」に改めたり、これに当たる審査官の人数も「三名以下」から「三名」に改めるとともに、その手続は政令で明確にすることとして手続を慎重ならしめることとしたこと^(*8)に伴う影響もあってか、その後の衆議院における法案審議の場では、この判定の法的性格について、「判定に対しては不服を申し立てることができる(訴願さらには訴の提起)」「判定は行政処分と考えてよい」という政府委員の答弁がされ、それを国会議員が確認をした形で終わっているのである^(*9)。その意味では、これがまさに立法者(立法機関)の意思と言ってもいいものであった。

しかしながら、法律として成立するかしないかのうちに、“判定は特許庁の意見表明(鑑定)であり、行政処分ではない”と言われるようになり、新制度施行当初に刊行された特許庁(法案提出者)の解説書には、「なんら法律的な拘束力を有するものでない」と記述されているのである^(*10)。結果として、制度上において不服申立てを否定する以上、そのようなことになら

ざるを得ないのであろう。

そして、その後に起きた登録実用新案の技術的範囲についての判定に対する行政不服審査法による異議申立についての裁決取消請求事件において、昭和43年、最高裁も「判定は、…特許庁の単なる意見の表明であって、所詮、鑑定的性質を有するにとどまる…行政不服審査の対象としての行政庁の処分その他公権力の行使に当る行為に該当せず…行政不服審査の対象となり得ず…」と、同様の解釈を示すに至ったのである^(*11)。

38年ぶりの全面改正ということで改正項目も多岐に亘り、行政部内での意思疎通が必ずしも十分でなかった上に、質問内容の事前の通告もなかったこと等から起きてしまったものと推測される事態ではあったが、ともあれ、法案の提出者(官庁)の意思・解釈と、立法者(立法機関)の意思・解釈に齟齬が生じたまま法律が成立し、後日、法案の提出者の考え方で整理がし直されたという稀有な事例であった。

結果的には、国会審議上で表された立法者の意思は、制度全体の客観的・体系的解釈との関係で否定されたことになる。

② 商標法「存続期間更新・使用説明書の補正の可否」

平成8年の商標法の一部改正時において、商標法条約への加入に伴い、商標権の存続期間の更新手続に際して、登録商標の使用チェック等の審査を行う更新出願制度(昭和50年の一部改正で導入したものを)を廃止し、更新登録の申請と料金納付のみで更新を認める更新申請制度を導入した。更新出願制度自体が廃止されてしまったので、いまさら議論をしても詮無いこととはなったが、廃止された更新出願制度における使用チェックに関して、立法者の意思如何が大きく取り上げられた事案があった。

すなわち、更新登録出願をする際には、その出願と同時に登録商標の使用説明書を提出しなければならないとされており(20条の2、平成8年改正前の商標法の条項、以下本項目において同じ)、審査官はその書類のみで審査を行うこととされていたところ(21条1項2号)、特許庁(法案提出者)は、上記使用説明書は、「更新登録の出願時にすでにはっきりしている事実に関するものであるから、その後の補正を認める必要性が乏しいだけでなく、補正を認めることにすれば更新

(*7) 織田季明著「新特許法詳解」(昭36発行 日本発明新聞社 390~392頁)

(*8) 第31回国会参議院商工委員会会議録第18号3頁

(*9) 第31回国会衆議院商工委員会会議録第37号3~4、6頁

(*10) 特許庁編「新工業所有権法逐条解説」(昭34 発明協会 134頁)

(*11) 最判昭42(行ツ)47 S43. 4. 18 民集22巻4号936頁

登録出願の迅速な処理が困難になる等の配慮(から)、更新登録の出願と同時に提出された書類の内容を実質的に変更するような補正をすることは認められない。」としており^(*12)、特許庁における運用もこれに沿って行われていた。

国会における法案審議の場でも「『出願と同時に』という規定を置いたのは、審査処理迅速化の観点から、要旨を変更するような補正は認めないとする趣旨である。」という政府委員の明確な答弁がされているし^(*13)、さらに、これらに加えて、昭和50年の一部改正の立案作業に携わった関係者の解説書によれば、補正を認めない根拠の一として、「商標法第22条では、補正却下に関する規定を何等準用していない」ともされているのである^(*14)。その意味ではこれらが立法者(立法機関)の意思ともいえるものであることは明らかである。

そのような解釈・運用の中で、更新登録出願時に提出した使用説明書が当該商標権の指定商品に含まれないものを対象としたものであることを、拒絶理由通知により知った商標権者が、使用説明書を補正すべく補正書を提出したところ、特許庁が上記運用によりその補正書を不受理処分としたため(行政不服審査法による異議申立は却下)、当該処分の取消を求めるといふ事案が起きたのである。

これに対して、昭和62年、司法判断は、上記特許庁の解釈・運用を否定し、20条の2、21条1項2号を潜脱するような脱法的な場合(例えば、出願と同時に未提出の場合の追完・補正等)でない限りは、使用説明書の補正は68条の2により許されており、20条の2もこれを禁止しているものではないとした。その理由として述べるところは、(1)68条の2には更新出願手続も含まれると解すべきところ、同条は但書の場合を除いて商標登録に関する手続の補正を何らの制限なく許しているし、(2)20条の2、21条1項2号の規定は、その文言上使用説明書の補正を許さない趣旨を含むと考える余地が存するものの、20条の2は、更新出願手続の迅速な処理に資するため使用説明書を更新出願と同時に提出することを出願人に義務づけたにとどまり、更新出願後においては使用説明書の補正を一切許さないという趣旨まで含むものではないと解することもその文言上は可能であり、また、21条1項2号についても、同条項で審査の対象となる使用説明書

を、「現実に審査が行なわれるまでの間に補正をされたところの『出願と同時に』提出された使用説明書」とすることにより、補正の許否についてこれを禁止していないと解する余地も存するので、右各条文の文言上は必ずしも使用説明書の補正が制限されているのか否か明らかではない、(3)商標権の存続期間及びその更新の制度の趣旨からも、できる限り更新登録を認めていくべきであるし、(4)使用説明書の補正を認めても第三者が受ける不利益は少ないのに対して、補正が認められないことにより商標権者の被る不利益は甚大である、(5)使用説明書の補正を認めることによる手続遅滞の影響はさほど大きいものではない、(6)22条は補正の却下に関する特許法53条を準用していないが、これは更新出願については出願公告の制度がないからと解されるから、右準用規定のないことをもって法文上補正が禁止されているとする根拠にはならない、等である^(*15)。

施行後の具体的運用を想定し慎重な議論を重ねた上で「出願と同時に」との文言を意を尽くして入れたはずであろう立案関係者にとっては、驚天動地の判決であったであろうことは、想像に難くない。国会審議上で明らかにされている立法者の意思に基づく主張を否定された当事者である特許庁側が控訴しなかったのは、立法者の意思を頭から否定されたのではなく、立法者の意思に基づく解釈だけでなく、それ以外の解釈も可能とした上で、商標権の本質や存続期間更新制度など商標法全体の体系的解釈の中での判断を示されたからなのであろうと推察をするものの、裁判所の判断でも、規定(20条の2、21条1項2号)上は複数の解釈が可能であるとしているのであるから、まさにこのようにときこそ立法者の意思を十分に考慮すべきなのではないかとも思わせる事案であった。

③ 商標法「不使用取消審決の取消訴訟での新たな使用事実の主張立証」

商標法は、不使用の登録商標に係る商標登録を審判により取消することができる制度を設けているところ、昭和50年の商標法の一部改正において、登録商標の使用義務の強化に伴う改正の一環として、登録商標の使用に関する挙証責任を審判の被請求人たる商標権者に負わせることとした(商標法50条2項)。したがって、不使用取消審判が請求された場合に、被請求人が使用

(*12) 特許庁編「工業所有権法逐条解説」(昭51 発明協会677頁)

(*13) 第75回国会参議院商工委員会会議録第10号15、16頁、第11号23頁、同衆議院商工委員会会議録第17号22頁

(*14) 後藤晴男「特許法等の一部改正について[38]」特許ニュース昭51、6、29NO.4447-5頁

(*15) 東京地判昭60(行ウ)203 昭62、4、27 無体裁集19巻1号139頁

を立証するための答弁書を提出しなかったり、提出した証拠では使用の証明が十分でなかったりすると、商標登録を取消す審決がなされることとなるが、この場合において、商標権者が、当該審決の取消を求めて訴訟を提起し、その訴訟段階で新たな使用事実を主張・立証したときの取扱い如何が問題となった。

昭和50年の改正時の国会(衆議院・参議院の商工委員会、本会議)では、この点についての質疑応答はされていないため、会議録からは立法者の意思は伺えないものの、立案事務に携わった関係者の解説によれば、「商標法第50条第2項で、『商標登録の取消しを免れない』とし、……『審判官は、その商標登録を取り消すべき旨の審決をしなければならぬ』としなかったのは、審判が対審構造をとっていること及び証明することは取消審判の実体要件であることを考慮し実体面から規定したことによるものであって、東京高等裁判所における審決取消訴訟の段階で、使用に関する新たな証拠を提出して裁判を求めることができることまでをも意味するものではない。むしろ、『前項の審判の請求があった場合においては、……被請求人が証明しない限り』と規定しているのは、この証明は、審判の段階で被請求人が審判官に対して証明することを要求しているのだから、審決取消訴訟の段階では当該事実について新たな証拠を提出することを許さない趣旨である。」とある^(*16)。これが、法案作成官庁の見解であり、事実上の立法者の意思といえるものである。

ところが、司法の場では、結論においてこれとは異なる判断が相次ぎ^(*17)、そして遂に、最高裁も、「商標登録の不使用取消審判で審理の対象となるのは、その審判請求の登録前三年以内における登録商標の使用の事実の存否であるが、その審決取消訴訟においては、右事実の立証は事実審の口頭弁論終結時に至るまで許

されるものと解するのが相当である。商標法五〇条二項本文は、商標登録の不使用取消審判の請求があった場合において、被請求人である商標権者が登録商標の使用の事実を証明しなければ、商標登録は取消しを免れない旨規定しているが、これは、登録商標の使用の事実をもって商標登録の取消しを免れるための要件とし、その存否の判断資料の収集につき商標権者にも責任の一端を分担させ、もって右審判における審判官の職権による証拠調べの負担を軽減させたものであり、商標権者が審決時において右使用の事実を証明したことをもって、右取消しを免れるための要件としたものではないと解されるから、右条項の規定をもってしても、前記判断を左右するものではない。……所論引用の判例〔筆者注：最大判昭42(行ツ)28 S51.3.10、以下「大法廷判決」という。〕も、右判断と抵触するものではない。」とし、商標権者が審判において商標の使用の事実を何ら立証しなかったため商標登録の取消審決がされた場合においても、審決取消訴訟において使用の事実が立証されたときは、当該審決は取り消されるべきであるとしたのである^(*18)。

この最高裁判決には立法者の意思にも近い内容の反対意見が付されており^(*19)、この意見はある意味合理的といえる見解であるといえるものの、上記のように判示し審決取消訴訟の審理範囲に関する大法廷判決の射程外である^(*20)とする本最高裁判決の存在、さらにはこれに追随した裁判例^(*21)が積み重ねられてきている状況下では、今後、立法者(立案担当者)の意思に沿った法解釈が司法の場で認められることはないといつてよいであろう。

立案担当者の解説によって明らかにされている法案作成官庁の見解(事実上の立法者の意思)が、規定上の客観的な文理解釈によって否定されたという事案で

(*16) 後藤晴男「特許法等の一部改正について[31]」特許ニュース昭51.5.4 NO.4408-3頁

(*17) 審判時には何ら答弁・立証なく、訴訟で初めて提出した証拠により審決が取消された例(東京高判昭62(行ケ)60 S62.11.30 審決取消訴訟集昭62-1237頁)や、訴訟で審判時とは別証拠の提出があり審決が取消された例(東京高判平元(行ケ)247 H2.5.29 審決取消訴訟集(17)536頁)がある。

(*18) 最判昭63(行ツ)37 H3.4.23「シフト事件」(民集45巻4号538頁)

(*19) 坂上壽夫裁判官の反対意見「商標権者は、商標法二五条に基づき登録商標の使用を専有するという特典を与えられ、かたわらその使用の事実を最もよく知り又は知り得る立場にあって、容易に使用事実の証明をすることのできる者であるから、商標法五〇条一項に基づく不使用取消審判の請求があった場合には、被請求人(商標権者)は、自らの権利を守り商標登録の取消しを免れるためには、取消しの処分をなすべきか否かを定める審判において、前記要件にかかる登録商標使用の事実について証明することを要するとしたのが、商標法五〇条二項本文の法意であると思われ、かりにも、被請求人が審判において立証はおろか、応答すらしないような場合にも、取消訴訟の事実審の口頭弁論終結まで新たな立証が許されるというような解釈は採るべきではない。……法が商標登録の取消しを免れようとする被請求人に求めた対応を全く欠いたものである[場合には、]かかる被請求人(被上告人)の権利を擁護する必要はないと思われ、処分の取消しを求める訴訟における一般原則に従って、原審において立証を許すべき事案であるとは考えられない。」

(*20) 特許無効審判で審理判断されなかった公知事実との対比における特許無効事由(新規性・進歩性)を審決取消訴訟において主張することは審理の対象(主たる立証命題、以下同じ)が変更になるので許されないが、商標登録取消審判は、審判請求の登録前三年以内に権利者が登録商標を使用していたことを審理の対象にしているのだから、審判段階で提出していなかった使用証拠を審決取消訴訟において提出しても審理の対象が変更になるわけではないので許されるという意なのであろう。

(*21) 訴訟で審判時とは別証拠の提出により審決が取消された例(東京高判7(行ケ)60 H8.1.25 審決取消訴訟集(59)221頁、東京高判4(行ケ)143 H15.3.26 最高裁ホームページ)や、審判時には何ら答弁・立証なく、訴訟で初めて提出した証拠により審決が取消された例(東京高判12(行ケ)46 H12.9.25 最高裁ホームページ、知財高判19(行ケ)10049 H19.7.19 最高裁ホームページ)がある。

あった。結果論ではあるが、政策判断としての立法者の意思を法律に、より正確に表すのであれば、例えば、商標法50条2項本文に、被請求人が登録商標の使用の事実の立証をすべき時期的制限として、「審理最終時まで」の文言を挿入しておけばよかったということになるのであろう。

ちなみに、審判で何も争わなくても裁判所で立証すればよいということになれば、取消審判制度は有名無実化(事実上の廃止)してしまうという指摘もあるものの^(*)22)、現時点では、再度の立法という動きは見られない。審判時には違法はないのに、結果的には違法として審決が取消されてしまうが、敗訴率や審決取消後の再審理の負担等について特許庁(審判部)さえ耐え忍べば、それ以外の実務上は支障がないからということなのであろう。却って、無効審決に対する取消訴訟において新たな無効事由の主張を許容されなかった当事者は、再度別の公知例で無効審判を請求できるが、不使用取消審決に対する取消訴訟において新たな使用の事実の主張を許容されなかった商標権者は、その権利を失い争う機会がないという問題^(*)23)も解消されてよいということもあるのであろうか。

いずれにせよ、上記大法廷判決の法理も、一律に(審判の種類や無効の理由の如何を問わず)審理範囲を制限することの不合理性や紛争の一回的解決の実現化等の観点から、判例変更の形によるか、立法の形によるかは別として、早晚見直しを迫られる事態も予測されており^(*)24)、その見直しが、併せてこの商標登録取消審判の場合についての考え方や再度の立法化の議論の契機になればと思う。

④ 著作権法「1953年映画事件」

映画の著作物の著作権の保護期間については、平成15年の著作権法の一部を改正する法律により、「映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後70年〔中略〕を経過するまでの間、存続する。」(著作権法54条1項)と改正され、50年から70年に延長された。この改正は、平成16年1月1日から施行され(平成15年改正法附則1条)、映画の著作物の保護期間についての経過措置として、「改正後の著作権法〔中略〕第54条第1項の規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物につ

いて適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については、なお従前の例による。」と規定されている(同附則2条)。

ところで、昭和28年(1953年)に公表された映画の著作権は、改正前の著作権法の下での計算によれば、平成15年の末日である同年12月31日の終了をもって、存続期間の満了により消滅することとなる。法案を提出した文化庁の意図・解釈は、平成15年12月31日午後12時と平成16年1月1日午前0時は同時点であり接着しているということを根拠として、昭和28年(1953年)に公表された映画の著作権は、上記改正法施行時に現に存続していたとし、昭和28年(1953年)に公表された映画には、改正法が適用されて、その著作権保護期間は公表後70年になるとするものであり^(*)25)、同庁の公式ホームページ掲載の「平成19年度著作権テキスト」上も、それを前提にした説明がされていた^(*)26)。

しかしながら、平成18年(2006年)に、1953年公開映画「ローマの休日」等を収録した格安DVDの販売業者に対する著作権(複製権及び頒布権)侵害に基づく販売差止等を巡る争い(「ローマの休日事件」)が起きたところ、この問題に対する最初の司法判断である東京地裁・著作権仮処分命令申立事件決定^(*)27)は、文理解釈上、平成15年12月31日午後12時と平成16年1月1日午前0時は別時点であり、また、年によって期間を定めた保護期間の満了を把握する基本的単位は「日」であって「時」ではないということを根拠として、昭和28年(1953年)に公表された映画の著作権は、平成15年12月31日で消滅し、その翌日の改正法施行日である平成16年1月1日には既に消滅しているとして、上記文化庁の解釈を否定した。さらに、改正法の国会における審議の会議録の記載からは、改正法附則2条の適用については、平成15年12月31日に保護期間が満了する著作物を保護するためのものであったというような立法者の意思を認めることもできないとした。本件は、知財高裁に即時抗告されたが、その後には仮処分申請が取り下げられた。

その後の、同じく1953年公開映画「シェーン」等を収録した格安DVDの販売業者に対する著作権(複製

(*)22) 宮川久成「判決が説く審判における審理のあり方」商標懇 vol.21 No.80 2004 春号 13頁

(*)23) 竹田稔・ジュリスト1002号(1992年)246頁

(*)24) 大淵哲也・別冊ジュリストNo.170特許判例百選〔第三版〕109頁、牧野利秋/毛利峰子・同書169頁、中山信弘「工業所有権法 上 特許法第2版増補版」(弘文堂平成16年)283~290頁

(*)25) 「ローマの休日事件」に関して東京地裁が仮処分命令申立却下決定(H18.7.11)をした際の文化庁著作権課長の談話(日本経済新聞18.7.12)

(*)26) 文化庁長官官房著作権課「著作権テキスト 平成19年度」25頁

(*)27) 東京地決定平18(ヨ)22044 H18.7.11 判例タイムズ1212号93頁

権及び頒布権)侵害に基づく販売差止等を巡る争い(「シェーン事件」)は、一審・東京地裁、控訴審・知財高裁を経て最高裁にまで持ち込まれたが、いずれもその判断は上記の「ローマの休日事件」の東京地裁決定と同趣旨のものであった^(*28)。

ちなみに、同最高裁判決は、改正法附則2条についての立法者意思に関しては、「本規定中の『この法律の施行の際』という文言は、その文言の一般的な用いられ方においては、当該法律の施行日(H16. 1. 1)を指すものと解するほかなく、『…の際』という文言が一定の時間的な広がりを含意させるために用いられることがあるからといって、当該法律の施行の直前の時点を含むものと解することはできない。」「この文言について、一般的な用いられ方とは異なる用い方をするというのが立法者意思であり、それに従った解釈をするというのであれば、その立法者意思が明白であることを要するというべきである」「そのような立法者意思が、国会審議や附帯決議等によって明らかにされたということはできず、法案の提出準備作業を担った文化庁の担当者において、映画の著作物の保護期間が延長される対象に昭和28年に公表された作品が含まれるものと想定していたというにすぎないのであるから、これをもって立法者意思が明白であるとすることはできない。」旨を判示している。

法案の提出者(官庁)の意図・解釈は、必ずしも立法者の意思ではないとされた事例であった。

法案の提出者は、昭和45年に保護期間延長の同様の改正を行った際に、同じ文言を用いた経過規定(昭和45年改正法附則2条1項)により、当然に施行(昭和46年1月1日)の直前まで保護期間が存続していた著作物についても引き続き改正法が適用できると解釈して、問題が起きなかったこともあっての立法であったという^(*29)。法令表現については、このいわゆる前例踏襲主義(既存の法令中に同じような状況下で特定の表現があったとした場合には、これと同一の表現を使用するという建前)は、法令立案上の基本であることもあり^(*30)、立案担当者の口惜しい思いが伝わってくるようである。昭和45年改正時に、あえてこのよう

な表現にした経緯は定かではないが、本件は、この前例踏襲主義のマイナス面が出てしまったという希有な事例である。

ちなみに、文化庁は、「シェーン事件」についての最高裁判決が出されるまでは、その見解を変えることがなかったが、同判決後、無念な思いを滲ませつつも^(*31)、前掲の同庁公式ホームページ掲載の「平成19年度著作権テキスト」も改訂版を出すに至った^(*32)。

いずれにせよ、本件は、法律は文理上明確なものであって、制度の利用者にも容易に理解しやすいものであるべきことを示唆しているものである。

本件の場合、前例踏襲主義の拘束さえなければ、例えば、その著作権が消滅する平成15年12月31日以前の日を本件改正法の施行期日にする等、立法者の意思を明確に反映させた経過措置を定める方法もあり得たのである。

3. おわりに

(1) 法の解釈(すなわち、法を具体の事案に適用するにあたって、法の持つ意味内容を客観的かつ具体的に明確化すること)は、前掲各知的財産権関連の裁判例によっても明らかなように、法規の客観的解釈に、法規の中に表現されている立法者の意思を、適切に組み合わせる方法により行うべきものと考えられる。

先ずは、法規の客観的解釈であるが、これは、当該規定について文理解釈(法規の字句や文章の意味についての一般的な用いられ方に基づく解釈)、体系的解釈(他の規定との関連や制度全体における体系的な解釈)、さらには目的的解释(法のよって立つ社会関係や、その社会の要求や通念等に照応した目的的解释)を行うことにより、法規を客観的に解釈すべきことである。法はそれ自体で客観的な意味のある実在であると考えられるからである。

次に、法規の中に表現されている立法者の意思の考慮である。法の解釈においては、当該法規の客観的解釈のみではなく、立法者の意思の考慮も必要である。前掲各裁判例は、立法者の意思が否定された例ではあ

(*28) 東京地判平18(ワ)2908 H18.10.6「シェーン事件第一審」、知財高判平18(ネ)10078 H19.3.29「シェーン事件控訴審」、最判平19(受)1105 H19.12.18「シェーン事件上告審」(以上、最高裁ホームページ)

(*29) 日本経済新聞 H18.7.12(文化庁著作権課長談話)

(*30) 山本庸幸「実務立法技術」(商事法務2006年)22頁「法令の立案に際して前例との整合性がしばしば強調されるのは、その法令の解釈に疑義が生じたような場合に必ずといってよいほど類似の前例が解釈の基準になるからである。そのようなときに、同じような事象を表現するのに、いくつかの法令で相互に全く異なる表現で書かれているとしたら、どうなるであろうか。前例無視の独りよがりの法令ほど、始末に負えないものはない。国民や裁判所の解釈もバラバラとなりかねず、法体系全体として、解釈も運用もできないということになりかねない。ことほどさように、前例の表現にならうのは、法令立案の基本中の基本なのである。」

(*31) 朝日新聞、読売新聞、産経新聞(以上 H19.12.19)、日本経済新聞 H19.12.24

(*32) 文化庁長官官房著作権課「著作権テキスト 平成19年度改訂版」25頁、朝日新聞 H19.12.19、日本経済新聞 H19.12.24

るが、さりながら、法の解釈において、立法者の意思を裏付ける立法資料(法案起草の理由書や立法過程の討議等)が重要な参考資料の一つとなることは疑いのないところであり、必要以上に軽視したり、無視することは好ましいことではない。規定上、とりわけ解釈が分かれる(複数の解釈が可能である)ような場合には、立法者の意思が有効にその解釈機能を果たし得るからである。

(2) ここでいう立法者の意思の概念であるが、法案が国会に提出された際にその提案理由で明示されているとか、国会審議(委員会、本会議)で質疑や討論の中で明らかにされているとか、附帯決議で明らかにされているという場合には、一般的には、これをもって立法者意思ということができよう。もっとも、仮に、本規定自体の文理解釈上においては、そのような立法趣旨を推知することが困難ということがあるとするれば、それは法解釈上の参考にはできないものということになる。あくまで、法規の中に客観的に内在する立法者の意思である必要があるのである。

一般に法は、国民の権利義務の得喪に直結するものであるところ、文理上明確なものでなければならず、制度の利用者にも理解できる立法であるべきことは当然であり、そして、立法者の意思も、先ずは、規定自体から推知されるものでなければならないのである。

いずれにしても、その意味で、立法者の意思は、当該法の解釈においては、絶対というわけではなく、言わば、有力ではあるが一つの学説たる地位を占めるに過ぎないともいえよう。

本稿の冒頭で、立法者の意思については、「実際には議員よりもむしろ起草者の意思を指していることが多い。」とされることもある旨を記したが、勿論その多くはそのとおりなのであるが、これもあくまで、規定自体の解釈上から推知できる範囲内で示されているものであって初めて法案作成官庁の意思・見解も立法者意思に一致するということなのである。

特許法や商標法等の改正も度々行われ、その都度、立法の意図・解釈について、法案作成官庁である特許庁による解説書が発行されているが、客観的に存在し機能する法の文理解釈上は、それを推知することが困難とされるとすれば、それは法案作成官庁の見解・思惑に止まり、立法者としての意思を否定されても致し方のないことである。法案作成官庁の見解が、必ずしも立法者意思に結びつくものではないことは、前掲各裁判例からも明らかである。法案作成官庁の見解・思惑だけでなく、個々の国会議員の認識や内心の意思、

審議会の議論等から何らかの立法者の意思が推認されるような場合であっても同様である。

(3) 法は、現実に生じ得る事象を全て想定して、これらを具体的に規定することは困難であるし、かつ適当でもないので、自ずと一般的、抽象的、包括的な規定にならざるを得ない。

そのような中で、立法担当者側の立場からいうと、法令の文章表現は、立法者の意思が過不足なく正確に反映されるべきことが極めて重要であり、多様な解釈がされることを想定した上で幾通りもの解釈が考えられるような不明瞭なものとなることを避け安定的な解釈に資するために、簡潔明瞭でしかも正確であるべきであり、また、前例踏襲主義についても原則それを基本としつつも、事案によっては必ずしも固執すべきではないということになる。

また、制度利用者側の立場からいうと、個別具体の事案についての法解釈にあたっては、通常は、法案作成官庁による解説書を参考にすることとなるのが通常ではあるが、本規定自体の文理解釈との関係で立法者の意思なるものの適否の見極めも、場合によっては必要になってくることもあるということになる。

【付記】本稿は、平成19年10月24日の本研究所研究会での研究報告に基づくものであるところ、本誌の紙幅の関係上、その内容の一部に、その後に出された最高裁判決等を含めて若干の加筆をしたものであり、本研究所創設の礎を築き上げていただいた浜田治雄先生に対する感謝の気持と、古稀をお迎えになられた同先生に対するお祝いの気持を込めて、寄稿させていただいたものである。